第三条第一項第二号中「次号」を「以下この号及び次号」に、「国内において」を「恒久的施設を通じて」に改め、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

1　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号。以下「令」という。）第三条に規定する財務省令で定める者は、金融機関の同条に規定する営業所等（以下この条において「営業所等」という。）の長が、令第三条に規定する預金若しくは貯金の口座又は勘定が開設され、又は設定される者である個人の氏名、住所（国内に住所を有しない者にあっては、第四項に規定する場所。以下この条において同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）その他の事項を記載した帳簿（当該個人の令第五条第一項第一号に定める書類の提示又は署名用電子証明書等（法第三条第一項に規定する署名用電子証明書等をいう。以下この条において同じ。）の送信を受けて作成されたものに限る。）を備えている場合における当該個人（当該個人の氏名、住所又は個人番号が当該帳簿に記載されている当該個人の氏名、住所又は個人番号と異なる場合における当該個人を除く。）とする。

2　金融機関の営業所等の長が前項に規定する帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　令第五条第一項第一号に定める書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をした個人の氏名、住所及び個人番号

二　当該提示又は送信を受けた年月日及び当該提示を受けた前号の書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨

三　その他参考となるべき事項

3　前項の金融機関の営業所等の長は、同項の帳簿を、当該帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

第四条第一項中「に定める書類」の下に「（その者の氏名及び住所（国内に住所を有しない者にあっては、前条第四項第一号から第三号までに規定する場所。次項において同じ。）の記載のあるものに限る。）」を加え、同項第一号中「有する個人」の下に「（第三号に掲げる者を除く。）」を加え、「（当該個人の氏名及び住所の記載のあるものに限る。）」を削り、同号ハ中「。次項第一号」を「。次項第二号」に、「に掲げるもの」を「及び第二号に掲げる書類」に改め、同項第二号中「次号」の下に「及び第四号」を加え、「当該個人の氏名及び前条第一項第一号から第三号までに規定する場所の記載のあるものに限り、」を削り、「に掲げるもの」を「及び第二号に掲げる書類」に改め、同項第三号中「次項第六号」を「次項第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　番号既告知者（令第五条第二項（令第九条の三第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は第三条第一項若しくは第六項の規定に該当する個人をいう。第六項において同じ。）　住所等確認書類（国内に住所を有しない個人にあっては、次項第一号及び第二号に掲げる書類を除く。）

第四条第二項中「前条第一項第一号」を「前条第四項第一号」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第一号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　前項第一号イに掲げる個人番号カード

第四条第四項中「前条第一項第四号」を「前条第四項第四号」に改め、同条第六項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める」に改め、「又は情報が記録された電磁的記録」を削り、同項各号を次のように改める。

一　番号既告知者以外の者　当該者の次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

イ　署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。以下この項において同じ。）

ロ　地方公共団体情報システム機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。）が行われたイの署名用電子証明書に係る者の個人番号及び個人識別事項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第一項第二号に規定する個人識別事項をいう。）に係る情報で、同令第四条第一号の規定により総務大臣が定めるもの

ハ　イの署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、住所及び個人番号に係るもの

二　番号既告知者　当該番号既告知者の次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

イ　署名用電子証明書

ロ　イの署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名及び住所に係るもの

第五条中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改め、同条第一号中「（以下「営業所等」という。）」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

金融機関の営業所等の長が令第五条第二項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第三条第二項各号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、同条第三項の規定は、当該帳簿について準用する。

第六条第一項中「第三条第一項各号」を「第三条第四項各号」に改め、同条第二項第一号中「又は法人番号を有しない者」を「及び法人番号を有しない者又は令第五条第二項の規定に該当する個人」に改める。

第十一条の二に次の一項を加える。

2　金融商品取引業者等の営業所等の長が令第九条の三第三項の規定により読み替えられた令第五条第二項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第三条第二項各号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、同条第三項の規定は、当該帳簿について準用する。

第十一条の三第一号中「又は法人番号を有しない者」を「及び法人番号を有しない者又は令第九条の三第三項において読み替えて適用する令第五条第二項の規定に該当する個人」に改める。

第十三条第一号及び第十六条第一号中「第八十四条」を「第八十四条第二項」に、「同項各号」を「同項各号」に改める。

別表第一の㈥中「取得価額」の下に「（特定有価証券にあっては、種類別、用途別及び所在別の数量及び価額）」を加え、同表の備考四中「表に規定する」の下に「特定有価証券」とは所得税法施行令第百七十条第一項に規定する有価証券をいい、」を加える。

別表第三財産の項㈥中「取得価額」の下に「（特定有価証券にあっては、種類別、用途別及び所在別の数量及び価額）」を加え、同表の備考三中「表に規定する」の下に「特定有価証券」とは所得税法施行令第百七十条第一項に規定する有価証券をいい、」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定及び別表第三の改正規定並びに次項の規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則別表第一及び別表第三の規定は、平成二十九年一月一日以後に提出すべき内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第五条第一項に規定する国外財産調書及び同法第六条の二第一項に規定する財産債務調書（以下この項において「国外財産調書等」という。）について適用し、同日前に提出すべき国外財産調書等については、なお従前の例による。